

光市記者発表資料

令和4年1月27日

件名

新型コロナウイルス感染症対策としての時差出勤等の実施について

内容

このことについて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、本市も「まん延防止等重点措置」の地域に指定されたことから、市民生活に密着した業務等の継続を優先した上で、職員の時差出勤等を下記のとおり実施することとしましたのでお知らせします。

記

1 目的

職員の密集度を下げる時間帯を作り出すことで、職場における職員の感染リスクの軽減を図ります。

2 勤務形態の変更

- (1) 時差出勤の実施
- (2) テレワーク（在宅勤務）の実施
- (3) 週休日の振替

3 有給休暇等の活用

4 実施期間

2月1日（火）からまん延防止等重点措置対象地域解除の日まで
※感染拡大の状況等により変更する場合があります。

※詳細は別紙のとおり

問い合わせ

担当課 総務課 人事研修係

担当者 加川 卓治・北川 宜孝

電話 0833-72-1402

*** 新型コロナウイルス感染症対策としての時差出勤等の実施について ***

1 目的

職員の密度を下げる時間帯を作り出すことで、職場における職員の感染リスクの軽減を図ります。

2 勤務形態の変更

(1) 勤務形態

ア 時差出勤 (ただし、開庁時間は従前どおり 8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分まで)

(ア) 職員が同一時間に在席する率を低減するため、勤務時間を分散し、課単位で職員の勤務ローテーションを組みます。

a 7 時～1 5 時 3 0 分

b 1 2 時～2 0 時 3 0 分

(イ) 時差出勤により市民サービスに影響がある職場については、職員をグループ分けし、グループ間の接触を極力排除するとともに、上記の時間帯にかかわらず、可能な範囲で時差出勤を行います。

イ テレワーク (在宅勤務)

出勤人数の低減を図るため、テレワークが可能な課等においてはローテーションにより在宅勤務を行います。

(2) 対象外の部署等

ア 市民課、税務課、選挙管理委員会、保育園、幼稚園、サンホーム

イ 環境事業課生活環境係

ウ テレワークの実施が困難な職場に在籍し、かつ、保育園等への送迎など育児のため早出遅出が困難な職員

アからウまでに該当する職員については、(1)アの(イ)により対応することとします。

3 休暇等の活用

- (1) 週休日の振替、代休の活用
- (2) 年次有給休暇の取得促進

4 実施期間

2月1日（火）からまん延防止等重点対象地域解除の日まで